平成27年11月26日(木) 規制改革会議 健康・医療ワーキング・グループ

医師が直接の死後診察をしない場合の 死亡診断書の作成について

公益社団法人 日本医師会

副会長 今村 聡

死亡診断書等の交付に関する法令

【医師法20条】 医師は自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、・・・又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りではない。

→医師は例外的に死後診察をしなくても死亡診断書を発行できる

(参考)

【歯科医師法20条】歯科医師は、自ら診察しないで治療をし、 又は診断書若しくは処方せんを交付してはな らない。 (但し書きはない)

(死亡の時点) 診察でよい場合と 検案すべき場合の 現 境界が不明確 死後直接の 診察をしなく 改めて診察し 状 医 ても死亡診断 死亡診断書を交付 師 書を交付可能 状況によって に よ は死体検案 る 家族等からの死亡の報告 生 前 家族以外の第三者(医療専門職) からの死亡の報告 見 0 + 医師による何らかの確認 最 直 終 死後直接の診察をしなくても 診 察 死亡診断書を交付可能とするか の 視点 24時間経過以降の死亡に対して どのような条件で交付可能と考えるか? 2~3日程度?経過 24時間経過

死亡診断書と死体検案書

死亡診断書

•医師、歯科医師が作成

・診療継続中の患者が診療に係る傷病が原因で 死亡した場合

死体検案書

- •医師のみが作成
- ・診療継続中の患者以外 の者が死亡した場合 もしくは
- ・診療継続中の患者が診療に係る傷病と関連しない原因により死亡した場合

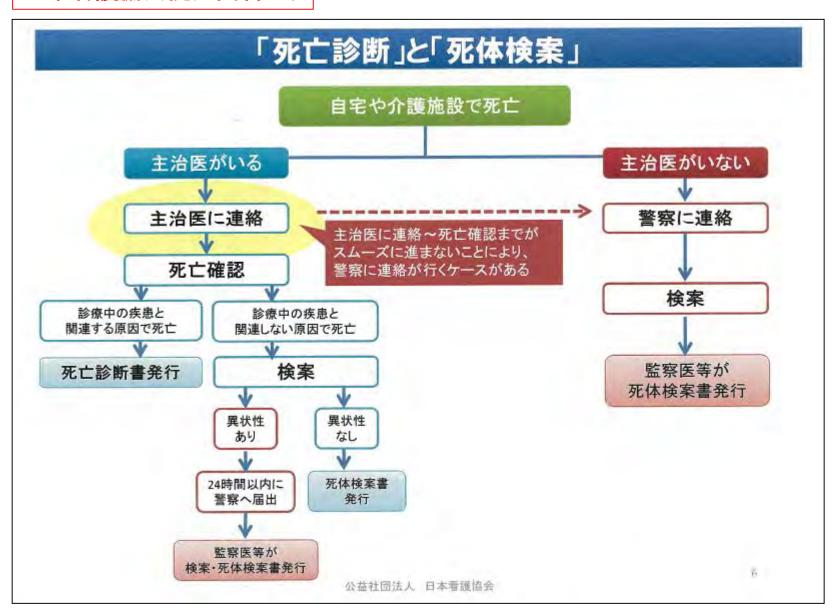
さらに

検案して異状があった場合には24時間以内に 所轄警察署長に届出の義務(医師法21条)

死亡診断書 (死体検案書)

記入の江海	← 生年月日が不詳の場合は、 推定年齢をカッコを付し て書いてください。	夜の12時は「午前 0 時」、 日の18年は「午前 0 時」、	/ 何の12年は「十次0年」 / と働いたくだかい。	← 「老人ホーム」は、養護 老人ホーム、特別養護老	人ホーム、軽費老人ホー ム及び有料老人ホームを	いいます。	⑥病名等は、日本語で書いてください。Ⅰ欄では、各傷病につい	て発病の型(例:)()()()()()()()()()()()()()()()()()()(郷もできるだけ働いてください。	妊娠中の死亡の場合は1.妊娠満極満回週1、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満向過の死亡の場合は「妊娠満し過の分娩中」と聴いて	→ 〈ださい〉 産後な2日未満の死亡の場合は「妊娠満何過産後満	何日」と書いてください。 ← I 欄及びI 欄に関係した 手術について、希式又は	その診断など関係のある 労用等を書いてください。 務分状や伝聞等による情報についてもカッコを付 して書とてください。	 「2交通事故」は、事故 発生からの期間にかかわ らず、その事故による死 亡か該当します。 「5煙、火災及び火焰に よる傷害」は、火災によ よる傷害」は、火災によ 	る一飲化灰素中華、窒息 等も含まれます。 ← [1住居]とは、住宅、	廃等をいい、老人ホーム 等の居住施設は含まれま せん。	★	→ 妊娠過数は、最終月経、 土球体追り お笠が計削等	49% 平国、All All All All All All All All All All	チュー系のイファーをよった。一番でんへだかい。				
	ш	争		の他	卟							E			都 原 果	区草		興	账 ~ ;	語(限名)		ш	ш	
	年	午前-午後 時	\$	6自宅 7その	拳拳							平 成 田 和		こよる傷害		市 郡			前回までの妊娠の結果 出生児 人	死産児 胎(妊娠満22週以後に限		EL.	年月	吹
			盐	5老人ホーム			発病(発症)	又は受傷から死亡までの死亡までの	期间 ◆年、月、日等 の単位で書いて	、たらで ただし、1日 未満の場合は、 時、分等の単位 で巻いてへださ	い (例:1年3ヵ月、 5時間20分)	手術年月日		火災及び火焰に 詳の外因	魯 発 生 生			子) 任極週		ш			4. 一种 一种 一种	⊕ │ 梅
	明治 昭和大正 平成	(生まれてから30日以内に死亡したと) (きは生まれた時刻も審いてください。)	午前・午後	4 助産所										i 4 溺水 5 塩、火災及び) の他 i 11その他及び不詳の外因)	後 時 分	() 2		子中第 (上年月日	平成年月			(検案書) 発行年月日	ш
	年年月日 大		ш	3介護老人保健施設						٠				3 転倒・転落 7 中毒 8 その 9 自殺 10他殺	日午前・午	道路 4その他		2多胎		3.小叶		黎	本診断魯(検3	
		2女		2診療所								所見			町	m		·	気は異状					
			A	1 病院								部位及 び主要所	主要所見	然死 不慮の外因死 2交通事故 不慮の外因死 6窒息 その他及び不詳の外因死	一 年	工場及び 2 建築現場		単胎グラム	における母体の病態又は異状			,		
			争	ころの種別	: ところ	いるの種別1~5) の名称	直接死因	(7)の原因	(イ)の原因	(ウ)の原因	直接には死因に関係しないが、1欄の 係しないが、1欄の 傷病経過に影響を 及ぼした傷病名等	2 有	2 本	 	し年成・昭和	た 1住居	光		時における		5	(検案) する		(温) とこと (国) とこと (日) とにと (
			平成	死亡したとい	死亡した	(死亡したとこ?) 施 設 の	(F)	3	(4)) (ਸ)	直接に 係しない の多病経 及ぼし	₩ 絶 Щ	型 第	1 前死及び自然死 外因死 不慮 その 12不詳の死	傷害が発生 たとき	傷害が発生した ところの種別	手段及び状況	出生時体重	· 55%	Z .	かところ	り診断(検	折しくは <i>が</i> そのなが	事らもき。 智の住所
	和		死亡したとき	Rs.	22.25	及びその種別しませ	死亡の原因		に疾患の終末期の 状態としての心不 全、呼吸不全等は 替かないでくださ	い ◆ I 棚では、最も 死亡に影響を与え		1	橋に残りを医学的 因果関係の順番で 替いてください 音	死因の種類	外因死の力	加事項	◆伝聞又は推定 情報の場合でも 書いてください	上後1年末満で	死した場合の ボーボーボーボーボール	·	その 他特に付置す	上記のとおり	/病院、診療所 本人の体柱記	、 おく床を高設等の名称ない 、所在地又は医師の住所 (氏名) 医館

日本看護協会提出資料より



現行の医師法20条但し書きによって 医師が死亡診断書を交付できる条件

- ・最終診察から24時間以内の死亡であること
- 生前診療していた傷病による死亡であることが確実 なこと

以上の場合には、

家族からの報告などにより死亡診断書を交付できる ※ 当然、看護師等の医療専門職からの報告でも可

→ それでも、多くの医師は改めて直接患者を診た うえで死亡診断書を交付しているのが一般的

さらに・・・

最終診察から24時間以上経過していても、

医師が一定の死後の確認を行うことを条件として、

医師が直接の診察をせずに死亡診断書を交付できる場合を 認めてもよいか・・・

その場合・・・

- 十分な教育を受けた医療専門職による確認行為は必須 (・・・家族以外の第三者?、専門職?)
- 死後直接の診察をしなくてもよいとする「環境」は限定すべき

医師が看護師からの報告に基づいて 死亡診断書を交付するプロセス

- 0 前提条件
 - 医師による直接診察、連携による対応、協力病院の確保等がいずれも困難
 - 離島、へき地など、速やかな直接の死後診察が困難な地理的状況
 - ・予め個々の患者ごとに主治医と看護師の間で具体的な手順等を取り決め
- 1 看護師が、死の三兆候を確認【呼吸停止】【心拍停止】【瞳孔の対光反射消失】
 - \downarrow
- 2 看護師から医師に「死の三兆候」を確認した旨を報告
- 3 医師による確認行為(直接診察に代わる何らかの方法)
- 4 医師が「死亡診断書」を作成
- 5 医師から遺族に「死亡診断書」を交付

医師が死後直接診察せずに 死亡診断書を交付する際の看護師による死亡確認

●法医学的知識、経験

看護師の養成過程では「死体検案」や法医学に関する 教育はなされていないのが現状 日常業務でも死体検案に関与することはない

●死亡の事実の確認と、死因の判断

死亡の事実の確認は、三兆候の有無を確認 死亡診断は、死亡場所、死因等に関する総合的な診断行為 場合によっては事件性の有無の判断も求められる そのため、医師は卒後も死体検案に関する研修を実施

→看護師による確認は、医学的に疑義の起こりえない症例に限定すべき

●家族の看取りに対する心情

大切な家族の最期の確認、死後診断は、(かかりつけの) 医師に診てもらいたいという素朴な思いも重要

死因究明等推進計画 (平成26年6月・閣議決定)

- 第1 死因究明等推進計画策定の基本的考え方
 - 1 死因究明等推進計画策定の経緯・背景
 - 2 死因究明等推進計画策定によって期待される効果
 - 3 死因究明等推進計画の基本的構成

- (1) 基本理念
- (2) 重点的施策

- 第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策
 - 1 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備
 - 2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備
 - 3 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上
 - (1) 警察等の職員の育成及び資質の向上
- (2) 医師、歯科医師等の育成及び資質の向上
- 4 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- 5 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
 - (1)検案の実施体制の充実

- (2)解剖の実施体制の充実
- 6薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
 - (1)薬物及び毒物に係る検査の活用
- (2)死亡時画像診断の活用
- 7 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に 係るデータベースの整備
- 8 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
 - (1)死因究明により得られた情報の活用
 - (2)死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

第3 推進体制等

- 1 推進体制の整備
- 2 施策の効果の検証及びその見直し

在宅等での安らかな看取りを実現していくために

→ 死後速やかに主治医による死後診察が受けられない事例の解消

(具体的に示された例)

- 主治医が遠方に外出等の理由で、速やかな死後診察ができなかった
- ・嘱託医による24時間対応のない特養で、夜間に入居者が死亡
- ・嘱託医による24時間対応のない特養で、「看取り」のために病院に入院
- ・特養の嘱託医が遠方に外出のため、死亡診断をするために入居者を病院 ✓に搬送

まずは医師、医療機関による対応を考えるべき・・・

・医師相互による連携の推進

- ・在宅での訪問診療 → 地域の医師相互の連携、看取りを含めた 急変時に適切に対応できる連携体制の構築
- ・特養の場合 → 配置医師(嘱託医)、協力病院の確保

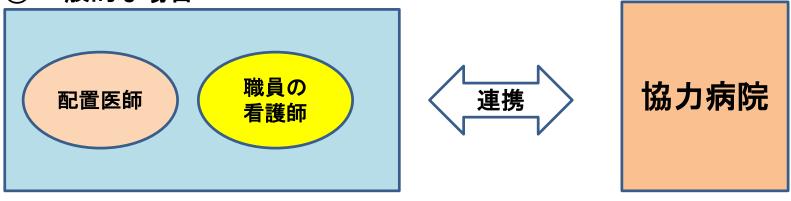
•本人、家族に対する十分な説明と納得

→ 急変時、「看取り」時の医師の対応方法について、予め十分な協議 をし、本人、家族の意向を尊重すること

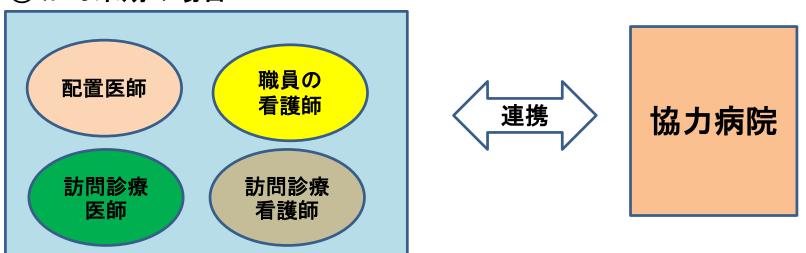
→それでも解決困難な場合の対応として・・・・

特養における看取りのイメージ

① 一般的な場合



②がん末期の場合



<u>医師が直接の診察をすることなく、</u> 死亡診断書を作成してもよいと考えられる条件

- → 最終診察から24時間以上経過していても、医師は直接患者を診ずに 死亡診断書を書くことができるとの例外
- 医師と看護師の十分な連携が保たれていること→法医学等に関する教育を十分受けた看護師
- 診療の経過から早晩死亡することが予測されていること
- 犯罪性の疑いがないと判断されること
- **医師が不在などで、地理的**に死後の速やかな診察が難しい 状況にあること
- 最終的には医師の何らかの確認行為により、医師が死亡 診断書を交付すること ※安易に適用場面を拡大してはならない

<u>結論</u>

- 1 地域における看取りを円滑に進めるため、在宅医療での 医師間の連携や、特養での協力病院の確保を推進する
- 2 医師が、最終診察から24時間以上経過した後でも、直接 の診察をしなくても、看護師による死亡確認と、医師による 何らかの確認にもとづいて死亡診断書を交付しうるのは、 離島、遠隔地などで医師が不在という限られた状況のもと で限定的に認めるべき
- 3 そのための前提条件として、当該業務にあたる看護師の 法医学等に関する十分な教育をおこなうことは必須

ご清聴ありがとうございました



平成27年11月26日(木)

規制改革会議 健康・医療ワーキング・グループ